

社会福祉法人宇治明星園
宇治明星園特別養護老人ホーム
重要事項説明書

1 経営法人概要	
法人名称	社会福祉法人宇治明星園
法人所在地	〒611-0022 京都府宇治市白川鍋倉山 22 番地 10
設立年月日	昭和 49 年 2 月 13 日
代表者氏名	理事長 中島 研
電話番号	0774-21-6055
F A X 番号	0774-21-7215

2 施設の概要	
施設の名称	宇治明星園特別養護老人ホーム
種別	介護老人福祉施設（ユニット型）
所在地	〒611-0013 京都府宇治市菟道岡谷 16-3
指定番号	2671200042
指定年月日	平成 12 年 4 月 1 日
電話番号	0774-23-6922
F A X 番号	0774-23-4602
管理者名	竝川 英雄

3 事業の目的及び運営方針	
事業の目的	社会福祉法人宇治明星園が設置経営する介護老人福祉施設（ユニット型）宇治明星園特別養護老人ホームの運営及び管理について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と介護保険法及び老人福祉法の理念に基づき尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入居者の支援を行うことを目的とします。
運営の方針	事業の運営は、地域や家庭との結びつきを重視した、地域に密着したサービスの提供を行うために地域の保健、医療、福祉サービスとの密接な連携を図るとともに、利用者に於いては、介護老人福祉施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅への復帰を念頭に置き、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを支援することを目指すものとします。

4 施設の従業員の体制	
管理者 (職務の内容)	1名(常勤兼務) 施設の職員及び業務の一元的な管理に関する事。
医師 (職務の内容)	1名以上 常勤(非常勤) 利用者の健康状態の把握及び健康管理等に関する事。
生活相談員 (職務の内容)	1名(常勤) 利用者及び家族の生活相談並びに利用者支援のための他機関等との連携に関する事。
介護職員 (職務の内容)	20名以上 (常勤換算) 利用者の介護及び生活支援に関する事。
看護職員 (職務の内容)	3名以上 (常勤換算) 利用者の健康管理及び予防並びに生活支援等に関する事。
(管理)栄養士 (職務の内容)	1名以上 常勤(非常勤) 利用者の食事サービス及び栄養管理等に関する事。
機能訓練指導員 (職務の内容)	1名以上 常勤(非常勤) 利用者の生活全般のリハビリテーション等に関する事。
介護支援専門員 (職務の内容)	1名以上 常勤(非常勤) 利用者の施設サービス計画(ケアプラン)の作成に関する事。

5 施設の従業員の勤務体制	
管理者	原則 9時00分～17時30分
生活相談員	原則 9時00分～17時30分
介護職員	ローテーションによる24時間体制
看護職員	原則 9時00分～17時30分
栄養士	原則 9時45分～18時15分
機能訓練指導員及び介護支援専門員	看護職員及び介護職員に準拠します。

6 営業日及び営業時間	
営業日	365日
営業時間	24時間

7 施設の主な設備の概要	
定員	60名
居室数	60室(全室個室)

共同生活室	6室（主たるもの）15か所（補完するもの）
洗面設備	各居室及び共同生活室（主たるもの）に1か所
トイレ	各ユニット及び共用部に33か所
浴室	個室浴6か所 特殊浴（機械浴槽）1か所
医務室	1か所 医療法に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えています。
家族宿泊室	2か所
地域包括連携相談室	1か所
面談室	1か所
地域交流スペース	1か所

8 サービスの内容	
当該施設のサービスは、担当の介護支援専門員に計画作成を担当させ、他の従業者と十分な協議の上、施設サービス計画（ケアプラン）を策定し、その計画に基づいてサービスを提供します。	
食事	栄養並びに入居者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を1日3食提供します。 食事時間 （朝）7時30分～9時30分 （昼）12時00分～14時00分 （夕）18時00分～19時30分
入浴	身体状況に応じた設備を使用して入浴していただけます。 入浴／週2回以上 身体状況を鑑み、入浴できない場合は代替として清拭をさせていただきます。
排泄	排泄の自立を念頭に置き、入居者の身体能力を最大限活かしたかたちでの排泄支援を行います。 自力での排泄が困難な入居者に対しては、出来る限り、その方の体調やリズムに合わせてトイレ誘導を行います。また、おむつを使用せざるを得ない入居者についても適宜（随時）交換を行います。
じょくそう予防 身体拘束の廃止	出来る限り、離床する時間を確保し、じょくそうの予防に努めるとともに、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。緊急やむを得ない場合は、その様態や時間、理由などの詳細を記録します。
レクリエーション	日常生活を送る上で必要な教養娯楽設備等を備え、適宜入居者のためのレクリエーションなどを実施いたします。
社会生活上便宜の提供等	常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者と家族の交流の機会を持ち、又、外出の機会を確保していくように努めます。

相談及び援助	入居者の心身の状況、環境等の的確な把握に努め、入居者又はご家族に対して、適切に相談に応じ、必要な助言等を行います。
機能訓練	機能訓練指導員を中心に、入居者の心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、減退を防止するために生活リハビリテーションをはじめとする訓練を行います。
健康チェック	入居者の健康状態を観察し、病気の予防や心身の異常を早期に発見できるよう努め、適切な処置ができるようにします。 また、原則週に3回診療所の嘱託医による診察があります。

9 利用料金（介護保険給付対象サービスにかかる分）	
<p>介護保険給付対象サービスにかかる利用料については、厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該施設が法定代理受領サービスである場合は、介護保険法による介護報酬の告示上の額とし、当該施設が法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合は、入居者から利用料の一部として当該施設にかかる介護サービス費用基準額から当該施設に支払われる介護サービス費（9割）を控除して得た額（1割）※を利用料とします。</p> <p>詳細については、別表に定めます。</p> <p>※法令で定める一定以上の所得がある65歳以上の被保険者（入居者）は2割若しくは3割となります。ご利用時に介護保険者証並びに介護保険負担割合証の提示を求めます。それらに記載されている要介護度並びに負担割合によって利用料が異なります。</p>	

10 利用料金（介護保険給付対象外サービスにかかる分）	
<p>介護保険給付対象外サービスにかかる利用料については原則、全額実費負担とします。ただし、当該診療所において、嘱託医による診察を受けた場合の診療費及び薬代等については、医療保険に基づいた額となります。</p>	
食事代	<p>日額 1,445 円</p> <p>ただし、介護保険負担限度額認定証を受けている入居者については、認定証に記載されている額とします。</p>
居住費	<p>日額 2,400 円</p> <p>ただし、介護保険負担限度額認定証を受けている入居者については、認定証に記載されている額とします。尚、入院等の外泊で居室が空いた場合には、介護保険負担限度額認定証の有無に関わらず、2,400 円の居住費が必要です（居室を他の方のショートステイに転用した場合には、転用期間の居住費は発生しません）。</p>
その他費用	運営規程別表1によるものとします。

1 1 利用料金のお支払

利用料は、毎月末で精算を行い、入居者若しくは身元引受人に書面にて翌月 20 日までに請求します。請求を受けた入居者若しくは身元引受人は、請求を受けた月の翌月 10 日までに当該事業所にお支払いただきます。

お支払い方法は、原則、現金でのお支払いとさせていただきますが、入居者若しくは身元引受人からのご依頼があれば、振り込みもしくは引き落としにてのお支払いも可能です。

ただし、この場合の振込手数料はすべて利用者負担となります。

1 2 相談・苦情への対応

- ・当該施設は、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じます。
- ・苦情解決に向けては別添「苦情処理システム体系図」に則り対応します。

窓口 1 宇治明星園特別養護老人ホーム
受付担当者 生活相談員 家田 剛臣
所在地 〒611-0013 京都府宇治市菟道岡谷 16-3
電話 0774-23-6922 FAX 0774-23-4602
受付時間 9:00～17:30
ただし緊急時は上記の受付時間に関わらず受付します。

窓口 2 宇治明星園サービス向上提言委員（第三者）
受付担当者 久保見 ひさの
所在地 〒611-0013 京都府宇治市菟道西中 9
電話 0774-21-4097 受付時間 9:00～17:30

窓口 3 宇治市役所介護保険課
所在地 〒611-0021 京都府宇治市宇治琵琶 33 番地
電話 0774-22-3141（代表） FAX 0774-21-0406
受付時間 8:30～17:15（土日祝、年末年始を除く）

窓口 4 京都府国民健康保険団体連合会
所在地 〒600-8411 京都府京都市下京区烏丸通四条下る
水銀屋町 620 番地 COCON 烏丸内 介護保険課介護相談係
電話 075-354-9090 FAX075-354-9055
受付時間 8:30～17:00（土日祝、年末年始を除く）
（12:00～13:00 除く）

18 守秘義務

- ・ 当該施設の事業に従事する職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
- ・ 当該施設の管理者は、事業に従事した職員であったものが、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- ・ 当該施設は、従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じます。
- ・ サービス担当者会議等において、入所者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。
- ・ 当該事業所は、個人情報の漏洩防止のため、必要な措置を講じます。

19 協力医療機関等

当該施設は、診療所及び協力医療機関を下記のとおりとします。なお、緊急時の場合には、入居者が定める下記の機関とします。

当園の診療所

名称 宇治明星園診療所
住所 〒611-0013 京都府宇治市菟道岡谷 16-3
電話番号 0774-23-6922

協力医療機関

名称 医療法人栄仁会宇治おうばく病院
住所 〒611-0011 京都府宇治市五ヶ庄三番割 32-1
電話番号 0774-32-8111

緊急時医療機関（契約者が記載）

名称
住所
電話番号

20 その他施設の運営に関する重要事項

- ・ 当該施設は、事業の提供に当たり、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。また、事業の提供に当たり、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。また、身体拘束等の適正化を図るために定期的に身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催します。
- ・ 当該施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置し、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備等必要な整備を行うとともに、職員に対し、研修を

施すること等の措置を講じます。

- ・ 当該施設は、事故の発生又は再発を防止するために、事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について職員に周知する体制を整備するとともに、事故防止のための責任者の設置及び委員会の開催並びの定期的な研修を開催します。
- ・ 当該施設は、感染症が発生し、まん延しないように、指針を策定のうえ定期的に委員会を開催し、併せて研修等の措置を講じます。
- ・ 当該施設は、災害が発生し、状況が拡大した際及び感染症による感染拡大の際に備え、事業継続計画を定め、それに基づき職員に対し、研修、訓練を実施する等の措置を講じます。
- ・ 当該施設は、施設内の見やすい場所に、事業の運営規程の概要、職員等の勤務体制、その他入居申込者が当該サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示若しくは当該施設内に閲覧可能な形(ファイル等)で据え置くこととします。また、ホームページでも閲覧できるように努めます。
- ・ 当該施設は、職場等において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、顧客等からの著しい迷惑行為等による就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。
- ・ 当該施設の管理者は、職員の質の向上のため、研修の機会を確保するように努めます。
- ・ 当該施設は、医療福祉に係る国家資格等の有資格者若しくは介護保険の政令等で定める資格を有していない職員に対し、認知症に係る基礎的な研修を受講させます。

2 1 外部評価

- ・ 事業所は、1年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、自ら提供するサービスについて評価・点検(自己評価)を行います。
- ・ 自己評価結果について、運営推進会議において第三者の観点からサービスを受けて質の向上を図ります。
- ・ 第三者評価の実施状況
実施の有・無:(有)
実施した直近の年月日:(令和 6年 8月 15日)
実施した評価機関の名称:(NPO法人きょうと介護保険にかかわる会)

評価結果の開示状況:(事業所玄関内にてファイルを配置)

当該施設は、施設サービスの開始にあたり、この重要事項説明書に基づき説明しました。

説明日

令和 年 月 日

事業所 所在地 京都府宇治市菟道岡谷 16-3
名称 宇治明星園特別養護老人ホーム

説明者氏名

印

私は当該施設によるサービスを受けるあたり、この重要事項説明書に関する説明を受け、同意し、交付を受けました。

同意日

令和 年 月 日

契約者 住所

氏名

印

(代筆者) 住所

氏名

印

続柄

身元引受人 住所

氏名

印

続柄

社会福祉法人宇治明星園
宇治明星園特別養護老人ホーム
(空床利用型(介護予防)短期入所生活介護)
重要事項説明書

1 経営法人概要	
法人名称	社会福祉法人宇治明星園
法人所在地	京都府宇治市白川鍋倉山 22 番地 10
設立年月日	昭和 49 年 2 月 13 日
代表者氏名	理事長 中島 研
電話番号	0774-21-6055
F A X 番号	0774-21-7215

2 施設の内容	
施設の名称	宇治明星園特別養護老人ホーム
種別	空床利用型(介護予防)短期入所生活介護
所在地	〒611-0013 京都府宇治市菟道岡谷 16-3
事業所指定番号	2671200042
事業所指定年月日	平成 12 年 4 月 1 日
電話番号	0774-23-6922
F A X 番号	0774-23-4602
管理者名	竝川 英雄

3 事業の目的及び運営方針	
事業の目的	社会福祉法人宇治明星園が設置経営する宇治明星園特別養護老人ホームの行う空床利用型(介護予防)短期入所生活介護サービスの適正な運営を確保するために、人員、設備及び運営に関する事項を定め、要介護状態の被保険者について、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、居宅サービス計画に基づき、その居宅における生活と短期入所サービス(介護予防)での生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

運営の方針	事業の運営は、地域や家庭との結びつきを重視した、地域に密着したサービスの提供を行うために地域の保健、医療、福祉サービスとの密接な連携を図るとともに、利用者に於いては、居宅サービス計画に基づき、可能な限り、居宅での生活の継続性を念頭に置き、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを支援することを目指すものとします。
-------	---

4 事業所の従業員の体制

管理者 (職務の内容)	1名(常勤兼務) 事業所の職員及び業務の一元的な管理に関すること。
医師 (職務の内容)	1名以上 常勤(非常勤) 利用者の健康状態の把握及び健康管理等に関すること。
生活相談員 (職務の内容)	1名以上(常勤) 利用者及び家族の生活相談並びに利用者支援のための他機関等との連携に関すること。
介護職員 (職務の内容)	20名以上(常勤換算) 利用者の介護及び生活支援に関すること。
看護職員 (職務の内容)	3名以上(常勤換算) 利用者の健康管理及び予防並びに生活支援等に関すること。
(管理)栄養士 (職務の内容)	1名以上 常勤(非常勤) 利用者の食事サービス及び栄養管理等に関すること。
機能訓練指導員 (職務の内容)	1名以上(常勤換算) 利用者の生活全般のリハビリテーション等に関すること。

5 事業所の従業員の勤務体制

管理者	9時00分～17時30分
生活相談員	9時00分～17時30分
介護職員	ローテーションによる24時間体制
看護職員	9時00分～17時30分
(管理)栄養士	9時45分～18時15分
機能訓練指導員及び介護支援専門員	看護職員及び介護職員に準拠します。

6 営業日及び営業時間

営業日	365日
営業時間	24時間
事業の実施地域	宇治市内

7 事業所の主な設備の概要	
定員	60名（空床利用型）
居室数	60室（全室個室）
共同生活室	6室（主たるもの）15か所（補完するもの）
洗面設備	各居室及び共同生活室（主たるもの）に1か所
トイレ	各居室及び共用部に33か所
浴室	個室浴6か所 特殊浴（機械浴槽）1か所
医務室	1か所 医療法に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えています。
家族宿泊室	2か所
地域包括連携相談室	1か所
面談室	1か所
地域交流スペース	1か所

8 サービスの内容	
当該事業所の空床利用型（介護予防）短期入所生活介護サービスは、居宅介護支援事業所等の介護支援専門員等が作成する居宅サービス計画等に基づいてサービスを提供します。	
食事	<p>栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を1日3食提供します。</p> <p>食事時間 （朝）7時30分～9時30分 （昼）12時00分～14時00分 （夕）18時00分～19時30分</p>
入浴	<p>身体状況に応じた設備を使用して入浴していただけます。</p> <p>入浴／週2回以上 身体状況を鑑み、入浴できない場合は代替として清拭をさせていただきます。</p>
排泄	<p>排泄の自立を念頭に置き、利用者の身体能力を最大限活かしたかたちでの排泄支援を行います。</p> <p>自力での排泄が困難な利用者に対しては、出来る限り、その方の体調やリズムに合わせてトイレ誘導を行います。また、おむつを使用せざるを得ない利用者についても適宜（随時）交換を行います。</p>
じょくそう予防 身体拘束の廃止	出来る限り、離床する時間を確保し、じょくそうの予防に努めるとともに、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。緊急やむを得ない場合は、その様態や時間、理由などの詳細を記録します。
レクリエーション	日常生活を送る上で必要な教養娯楽設備等を備え、適宜利用者のためのレクリエーションなどを実施いたします。

社会便宜上の提供等	常に利用者の家族との連携を図るように努めます。
相談及び援助	利用者の心身の状況、環境等の的確な把握に努め、利用者又はご家族に対して、適切に相談に応じ、必要な助言等を行います。
機能訓練	機能訓練指導員を中心に、利用者の心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、減退を防止するために生活リハビリテーションをはじめとする訓練を行います。
健康チェック	利用者の健康状態を観察し、病気の予防や心身の異常を早期に発見できるよう努め、適切な処置ができるようにします。
送迎サービス	通常の事業の実施地域は宇治市内とします。

9 利用料金（介護保険給付及び介護予防給付対象サービスにかかる分）	
<p>介護保険給付及び介護予防給付対象サービスにかかる利用料については、厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該事業所が法定代理受領サービスである場合は、介護保険法による介護報酬の告示上の額とし、当該事業所が法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合は、利用者から利用料の一部として当該事業所にかかる介護サービス費用基準額から当該事業所に支払われる介護サービス費（9割）を控除して得た額（1割）※を利用料とします。</p> <p>※法令で定める一定以上の所得がある65歳以上の被保険者（入居者）は2割若しくは3割となります。ご利用時に介護保険者証並びに介護保険負担割合証の提示を求めます。それらに記載されている要介護度並びに負担割合によって利用料が異なります。</p>	

10 利用料金（介護保険給付及び介護予防給付対象外サービスにかかる分）	
介護保険給付及び介護予防給付の対象外サービスにかかる利用料については原則、全額実費負担とします。	
食事代	<p>朝食 315円 昼食 575円 夕食 555円</p> <p>ただし、介護保険限度額認定証の発行を受けている入居者については、当該証書に記載されている額とします。</p>
滞在費	<p>日額 2,400円</p> <p>ただし、介護保険限度額認定証の発行を受けている入居者については、本証書に記載されている額とします。</p>
その他費用	運営規程別表1によるものとします。

1 1 利用料金のお支払

利用料は、利用初日に、あらかじめ想定される金額を事前に支払い、利用最終日に差額の支払いをするか、払戻しを受ける方法、もしくは、利用最終日に精算した最終請求額を支払う方法のいずれかから選択ができます。

お支払い方法は、原則、現金でのお支払いとさせていただきます。

1 2 相談・苦情への対応

- ・当該事業所は、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じます。
- ・苦情解決に向けては別添「苦情処理システム体系図」に則り対応します。

窓口 1 宇治明星園特別養護老人ホーム
受付担当者 生活相談員 家田 剛臣
所在地 〒611-0013 京都府宇治市菟道岡谷 16 の 3
電話 0774-23-6922 FAX 0774-23-4602
受付時間 9:00～17:30
ただし緊急時は上記の受付時間に関わらず受付します。

窓口 2 宇治明星園サービス向上提言委員（第三者）
受付担当者 久保見 ひさの
所在地 〒611-0013 京都府宇治市菟道西中 9
電話 0774-21-4097
受付時間 9:00～17:30

窓口 3 宇治市役所介護保険課
所在地 611-8501 京都府宇治市宇治琵琶 33 番地
電話 0774-22-3141（代表） FAX 0774-21-0406
受付時間 8:30～17:15

窓口 4 京都府国民健康保険団体連合会
所在地 〒600-8411 京都府京都市下京区烏丸通四条下る
水銀屋町 620 番地 COCON 烏丸内 介護保険課介護相談係
電話 075-354-9011 FAX075-354-9090
受付時間 8:30～17:00（土日祝、年末年始を除く）
（12:00～13:00 除く）

1 3 非常災害対策

当該事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置については、予め消防計画を策定し、本計画に基づき、年 2 回以上利用者及び従業員の訓練を行います。

1 4 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、当該事業所の医師及び看護職員等が臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医、協力医療機関等へ連絡し、適宜必要な措置を講じます。

主治医連絡先

名称

住所

電話番号

緊急時連絡先

名称（氏名）

住所

電話番号

1 5 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、身元引受人、ご家族、保険者・京都府等へ連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には速やかに損害賠償を行います。

1 6 サービス利用にあたっての留意事項

- (1) サービスの提供に当たり、介護保険被保険者証により被保険者資格、要介護認定の有無および要介護認定の有効期間を確かめるものとします。
- (2) サービスの提供、負担割合に変更があった場合等は、介護保険負担割合証によって、負担割合を確かめるものとします。
- (3) 受動喫煙防止の観点から、原則として建物内は禁煙とします。ただし、屋外であって受動喫煙防止のための配慮が施された箇所についてはこの限りではありません。
- (4) 火気その他危険物の取り扱いには常に注意してください。
- (5) みだりに事業所の設備の位置または形状を変更し又はこれに不当な損傷を与えるような行為をしないでください。
- (6) サービスの実施及び安全衛生等の管理上、必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。

17 守秘義務

当該施設の従事者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はそのご家族の秘密を漏らさぬよう守秘義務を守り、個人情報の漏洩の防止のための必要な措置を講ずるものとします。なお、当該事業所の従事者であったものについても、同様とし、必要な措置を講じます。

18 協力医療機関等

当該施設は、診療所及び協力医療機関を下記のとおりとします。なお、緊急時の場合には、利用者が定める下記の機関とします。

当園の診療所

名称 宇治明星園診療所
住所 〒611-0013 京都府宇治市菟道岡谷 16 の 3
電話番号 0774-23-6922

協力医療機関

名称 医療法人栄仁会宇治おうばく病院
住所 〒611-0011 京都府宇治市五ヶ庄三番割 32-1
電話番号 0774-32-8111

緊急時医療機関（契約者が記載）

名称
住所
電話番号

19 その他施設の運営に関する重要事項

- ・ 当該施設は、事業の提供に当たり、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。また、事業の提供に当たり、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。また、身体拘束等の適正化を図るために定期的に身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催します。
- ・ 当該施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置し、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備等必要な整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施すること等の措置を講じます。
- ・ 当該施設は、事故の発生又は再発を防止するために、事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について職員に周知する体制を整備するとともに、事故防止のための責任者の設置及び委員会の開催並びの定期的な研修

を開催します。

- ・ 当該施設は、感染症が発生し、まん延しないように、指針を策定のうえ定期的に委員会を開催し、併せて研修等の措置を講じます。
- ・ 当該施設は、災害が発生し、状況が拡大した際及び感染症による感染拡大の際に備え、事業継続計画を定め、それに基づき職員に対し、研修、訓練を実施する等の措置を講じます。
- ・ 当該施設は、施設内の見やすい場所に、事業の運営規程の概要、職員等の勤務体制、その他入居申込者が当該サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示若しくは当該施設内に閲覧可能な形(ファイル等)で据え置くこととします。また、ホームページでも閲覧できるように努めます。
- ・ 当該施設は、職場等において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、顧客等からの著しい迷惑行為等による就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。
- ・ 当該事業所の管理者は、職員の質の向上のため、研修の機会を確保するように努めます。
- ・ 当該施設は、医療福祉に係る国家資格等の有資格者若しくは介護保険の政令等で定める資格を有していない職員に対し、認知症に係る基礎的な研修を受講させます。

20 外部評価

- ・ 事業所は、1年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、自ら提供するサービスについて評価・点検(自己評価)を行います。
- ・ 自己評価結果について、運営推進会議において第三者の観点からサービスを受けて質の向上を図ります。
- ・ 第三者評価の実施状況
実施の有・無:(有)
実施した直近の年月日:(令和 6年 8月 15日)
実施した評価機関の名称:(NPO法人きょうと介護保険にかかわる会)
評価結果の開示状況:(事業所玄関にファイルを配置)

当該事業所は、空床利用型（介護予防）短期入所生活介護サービスの開始にあたり、この重要事項説明書に基づき説明しました。

説明日

令和 年 月 日

事業所 所在地 京都府宇治市菟道岡谷 16 の 3
名称 宇治明星園特別養護老人ホーム

説明者氏名

印

私は当該事業所によるサービスを受けるにあたり、この重要事項説明書に関する説明を受け、同意し、交付を受けました。

同意日

令和 年 月 日

契約者 住所

氏名

印

(代筆者) 住所

氏名

印

続柄

身元引受人 住所

氏名

印

続柄